

表 3(1) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
一般的な事項		事業者の見解	
新たな環境影響評価項目への対応について 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、新たに予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じていただきたい。	今後、工事の施行中及び工事の完了後に実施する事後調査等を通じて、事業に起因して新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、予測事項等の検討を行い、必要に応じて環境保全対策を講じ、継続的にモニタリングして実態の把握に努め、環境への影響の低減に努めます。		

表 3(2) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

意見の内容		事業者の見解	
事業計画 (交通計画・交通安全・渋滞対策)		事業者の見解	
道路交通の渋滞対策について 計画地周辺の道路について、渋滞の発生や安全性の低下など地域の道路交通環境に大きな影響が生じないよう、広域的な視点で要因を予測し、警視庁や地元自治体、周辺の地権者等とも十分協議・調整し、必要な対策を講じていただきたい。 特に、来店車両の往来による交通渋滞によって周辺の生活環境や操業環境への影響が懸念されることから、速やかに駐車場内への車両誘導が行われるよう、導線に配慮した道路の拡幅整備などを検討するとともに、来店車両については、周辺の生活道路等への流入を防ぐよう誘導に配慮する計画としていただきたい。	交通誘導計画は、道路管理者(東京都・羽村市)及び交通管理者(警視庁)等関係機関と協議した計画です。 計画の立案にあたっては、可能な限り幹線道路を利用し、自動車歩行者が分離されており、より安全性の高い経路を選定するよう配慮しています。 また、交通渋滞回避のために、特定の交差点に交通が集中しないように、交通を分散して誘導する計画としています。 なお、計画地沿いの市道第202号線・市道第3022号線については、道路を拡幅し交通対策を図る計画として、道路管理者(東京都・羽村市)及び交通管理者(警視庁)と協議しています。 具体的な誘導方法としては、誘導看板の設置、チラシへの掲載、店内での掲示、ウェブサイトへの掲載等により周知徹底することを計画しています。		
	計画地周辺における具体的な対策の実施内容については、今後作成する予定としていますが、開業までには道路管理者(東京都・羽村市)及び交通管理者(警視庁)と十分な調整を行い、適切な対策を講じる予定です。 特別な混雑が想定される店舗開業時には、主要な経路のみでなく、周辺道路・交差点においても交通誘導員を配置する予定です。 開業後の状況を見ながら、交通安全を確保するために、必要性を勘案し、適切な対策を検討します。		
	なお、交通誘導計画で想定していた以上の交通集中が頻繁に発生するような状況になった場合には、必要に応じて交通管理者(警視庁)等の関係機関と調整し、交通誘導計画の見直しや交通誘導員の配置等の対応を検討します。		

意見の内容	事業者の見解
<p>通学路等の交通安全対策について 計画地周辺の都道 163 号線、市道第 202 号線、1002 号線、3022 号線の 4 路線は市内公立学校の通学路に指定していることから、児童生徒をはじめ、歩行者、自転車等の安全確保に十分配慮していただきたい。</p>	<p>児童・生徒の交通安全対策については、教育委員会及び近隣の学校と連携して対応していく予定です。建設時には、各出入口への交通誘導員の配置や運転者への安全配慮の教育を徹底します。特別な混雑が想定される開業時には、主要な経路のみでなく、周辺道路・交差点においても交通誘導員を配置する予定です。開業後の状況を見ながら、交通安全を確保するために、必要性を勘察し、適切な対策を検討します。私どもにとっても、安全確保は重要事項であります。特に通学路への配慮については、交通管理者(警視庁)等関係機関とも協議し、対策を講じます。駐車場への出入口については、安全確保を第一に計画し、運転者、歩行者等の見通しを十分に確保するよう、出入口付近へは高木は植えせず、看板の設置位置にも配慮する計画です。</p>

表 3(3) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>樹種の選定について 計画地内の緑地は、地域種による植栽により、周辺の緑地との連続性にも配慮するとしているが、計画を具体化する際には、隣接する水木公園の既存樹木に影響を与えない樹種の選定を「植栽時における在来種選定ガイドライン(平成 26 年 5 月、東京都環境局)」等を参考にしながら、うえで計画していただきたい。</p>	<p>計画地内に植栽する樹種については、地域の自然環境に最も適した、その土地本来の樹種を選定する計画です。選定にあたっては、高木種、中木種、低木種を組み合わせ、多様な緑の形成に配慮した植栽とする計画です。</p>

表 3(4) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>騒音・振動対策について 低周波音については、設置機器からの低周波音の発生程度を把握するため、類似店舗の実態調査を行ったところ、計画地周辺の環境に影響を及ぼさない程度であったとしている。また、設備機械が集中する箇所や敷地隣接マンション側には遮音壁等を設置する等の措置を講じることで、騒音の軽減が期待される。必要に応じて地域への説明を行い、速やかに課題の解決を図ることを明記していただきたい。また、周辺住民への健康に影響を及ぼさないよう、騒音・粉じんの安全点検を定期的に実施するなどの対策を講じていただきたい。</p>	<p>設備機器の安全点検は定期的の実施します。開業後の対応については、イオンタウンが行います。</p>

表 3(5) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
<p>循環型社会の推進について 廃棄物処理計画について、グリーン資材の活用が掲げられているが、より広い観点から環境への負荷の少ない資材等を積極的に活用し、循環型社会の推進を図っていただきたい。また、環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価として、(施設の使用後)の予測結果の中で、リサイクル(再資源化)への積極的な取り組みが示されており、これらに基づく適切な処理計画の立案により適正処理を講じていただきたい。</p>	<p>積極的に建設用資材のグリーン調達を推進します。廃棄物の処理計画については、積極的にリサイクル(再資源化)の取組みを進めます。</p>

表 3(6) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

温室効果ガス	
意見の内容	事業者の見解
<p>温室効果ガスの削減対策について 具体的な温室効果ガスの削減対策は今後の検討とされているが、導入可能な対策については、積極的に導入し、一層の温室効果ガスの削減計画を立てていただきたい。</p>	<p>イオンの店舗では、店舗でのエネルギー使用量削減による温室効果ガスの一つであるCO₂削減に取り組んでいます。LED照明導入や省エネ機器の導入、省エネ運用等が具体的な取り組み例です。(仮称)イオンタウン羽村においても同様の取り組みを行う計画です。 これらの取り組みの他、温室効果ガス削減のために導入可能な対策については積極的に導入する計画です。</p>

表 3(7) 羽村市長の意見及びこれらについての事業者の見解

その他環境項目(電波障害)	
意見の内容	事業者の見解
<p>電波障害対策について 電波障害について、画像評価および品質評価において、東京スカイツリーから送信されたMXTVおよび放送大学の放送に対し、一部の地点でプロックノイズ、不良、受信不能の調査結果が示されている。予測結果においては、西側から電波が到来する青梅中継局からの受信状況が良好としており、電波障害がほとんど発生しないものと予測しているが、建築物の高さが約21mと計画されているため、電波障害が発生した場合の対応策を記載していただきたい。</p>	<p>計画建物の建設によって、受信状況が悪化したという場合はご連絡いただければ、電波状況を調査し、原因・状況に応じた対策を講じます。</p>

表 4(1) 福生市長の意見及びこれらについての事業者の見解

全体的事項	
意見の内容	事業者の見解
<p>特に意見はありません。</p>	<p>事業の実施に当たっては、環境保全のための措置を徹底し、周辺環境への影響の低減に努めます。</p>

●東京都告示第五百八十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第六十九条の八第二項ただし書の規定に基づき介護支援専門員更新研修に相当するものとして知事が指定する研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 東京都介護支援専門員現任研修事業実施要綱(平成十二年九月十九日付十二福地人第七百七十号。以下「要綱」という。)に基づいて実施される介護支援専門員専門研修課程Ⅰを満たす研修として次に掲げるもの

(一) 研修実施機関

公益財団法人総合健康推進財団

(二) 所在地

東京都千代田区内神田三丁目三番四号

(三) 研修の名称

東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程Ⅰ)

二 要綱に基づいて実施される介護支援専門員専門研修課程Ⅱを満たす研修として次に掲げるもの

(一) 研修実施機関

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会

会

(二) 所在地

東京都千代田区飯田橋二丁目九番三号

(三) 研修の名称

東京都介護支援専門員現任研修(専門研修課程Ⅱ)

●東京都告示第五百八十一号

東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

東京都知事 舩 添 要 一

別表中付記二を付記三とし、付記一を付記二とし、付記一として次のように加える。

- 一 別に知事の指定する市町村道の新設又は改築に要する経費のうち、市町村道に係る橋りよりの改築に要する経費（各市町村の策定するインフラ長寿命化修繕計画に定められた橋りよりの改築工事に要する経費をいう。）につき、国庫補助その他の収入があつた場合における補助率は、国庫補助その他の収入を控除した額の二分の一以内とする。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

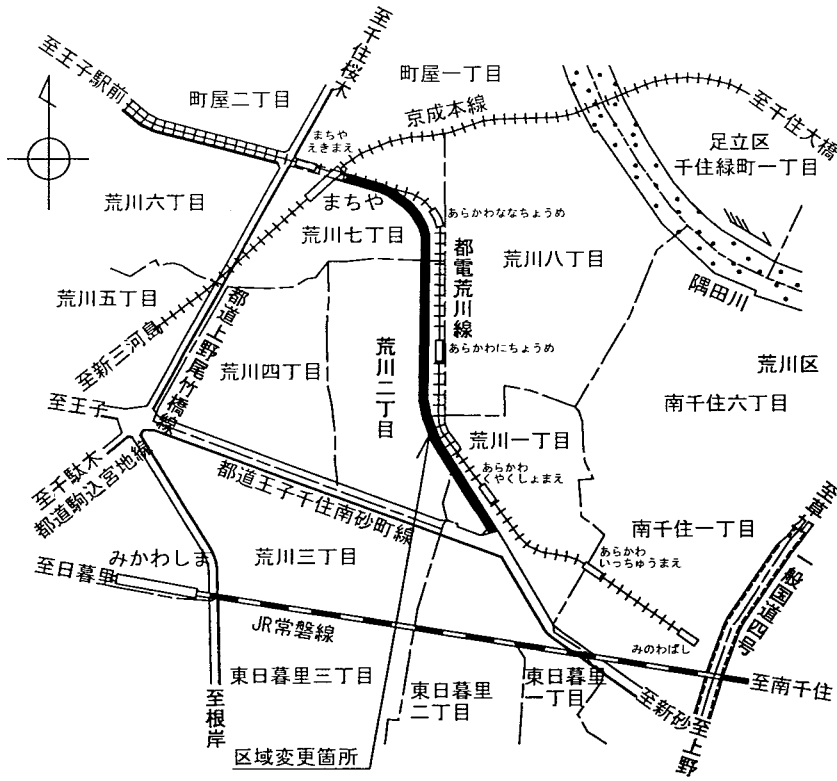
東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 王子千住夢の島

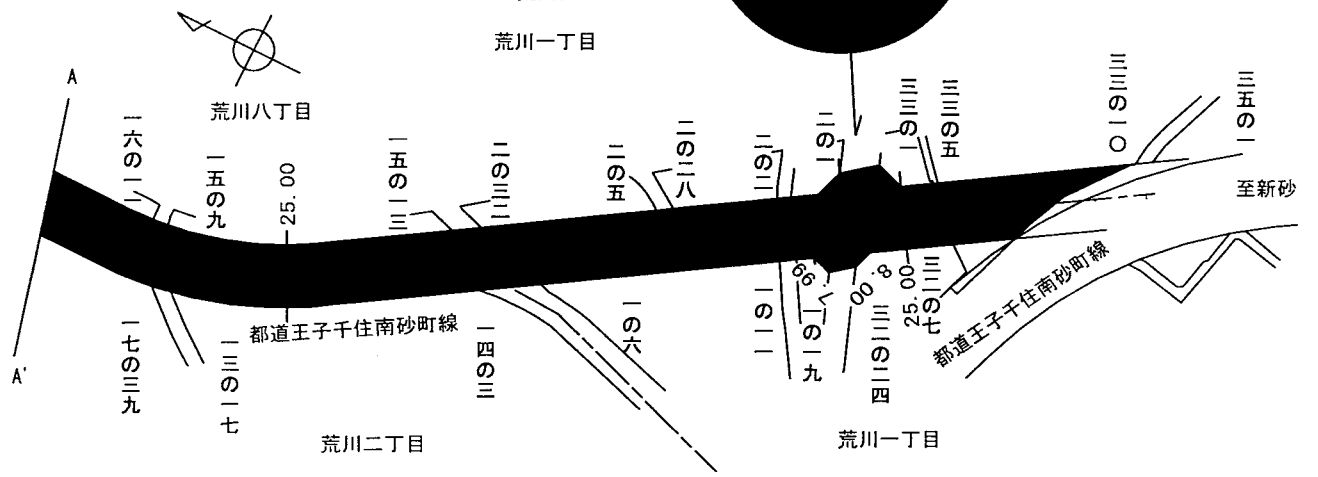
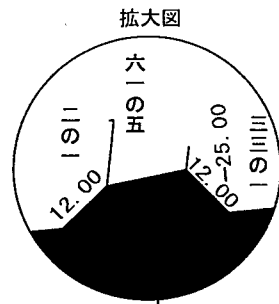
二 変更の区間 荒川区荒川一丁目三十三番十地内から同区荒川七丁目二十一番十地先まで

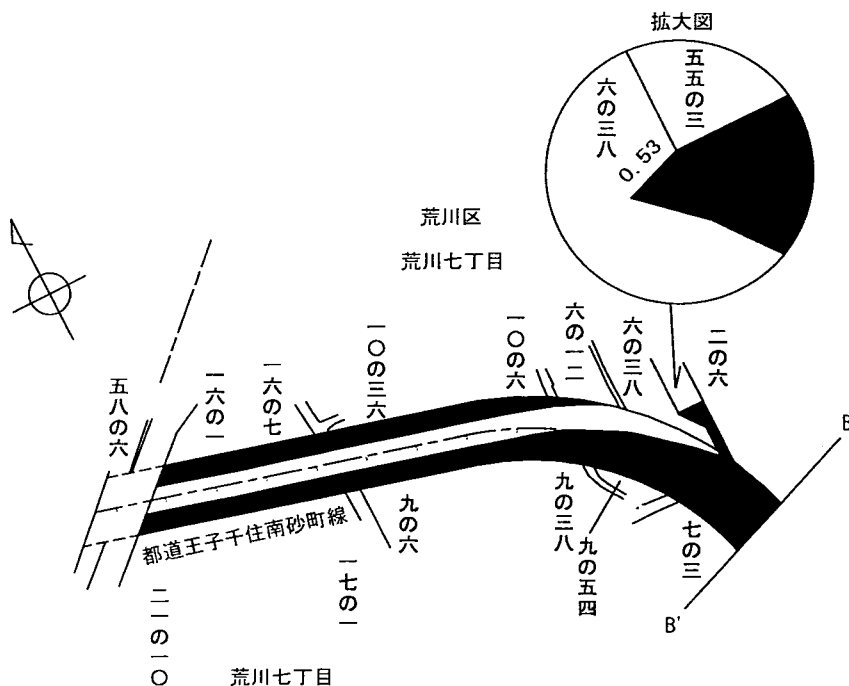
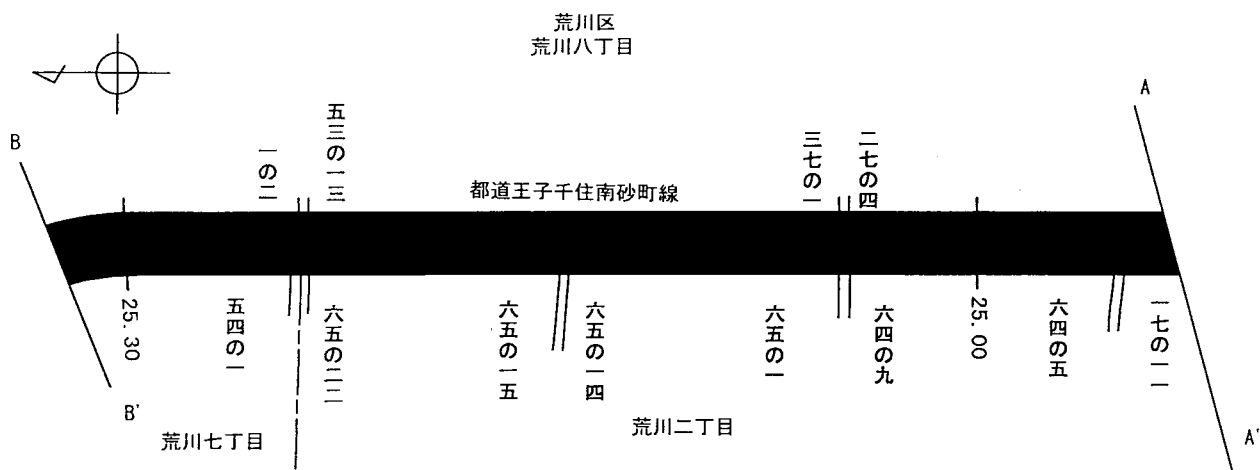
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図
 都道王子千住夢の島線区域変更略図
 荒川区荒川一丁目～荒川七丁目



延長 一、一三〇・八一メートル
 面積 二五、七五四・二二平方メートル
 計画線
 編入区域
 都道
 一般国道

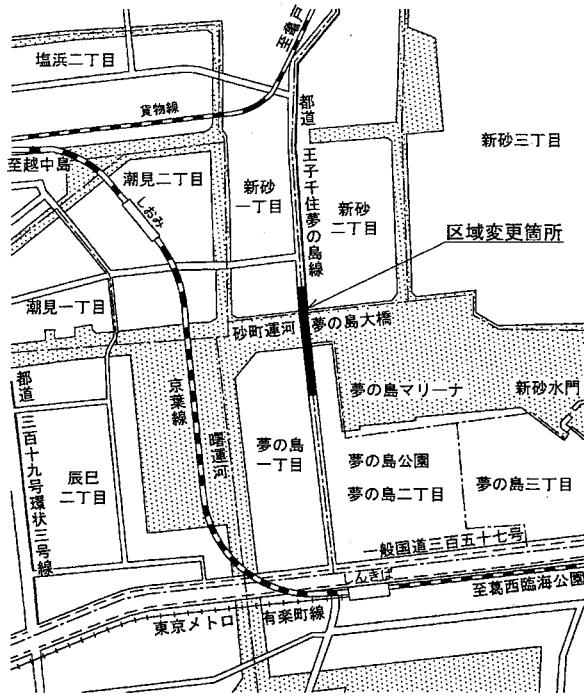




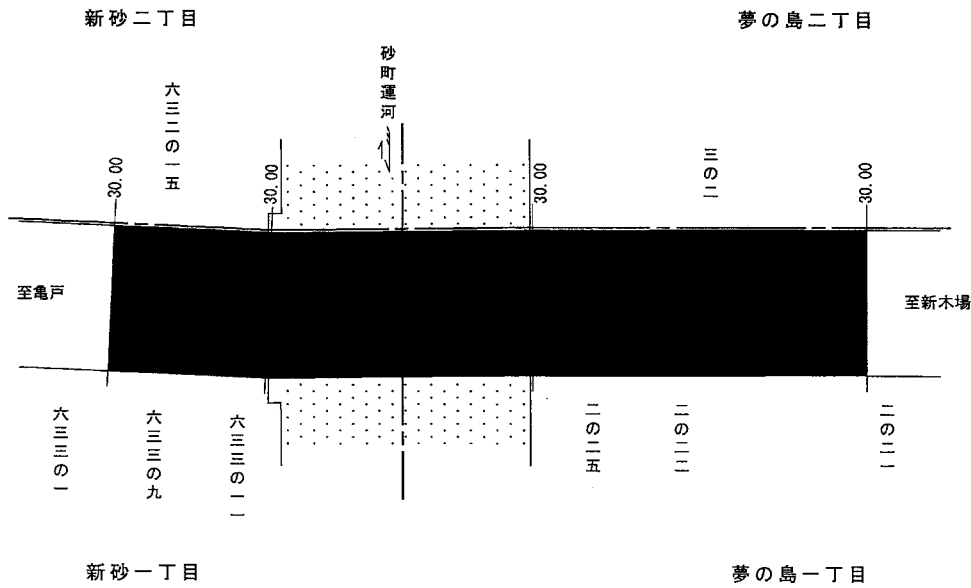
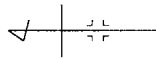
別図

都道王子千住夢の島線区域変更略図
江東区新砂一丁目～夢の島一丁目

●東京都告示第五百八十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 四二四・三九メートル
面積 一二、七三三・八五平方メートル



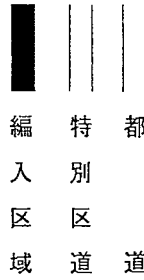
その関係図面は、平成二十八年四月一日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十八年四月一日
東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 王子千住夢の島
- 二 変更の区間 江東区新砂一丁目六百三十三番十地内から同区夢の島一丁目一番三地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

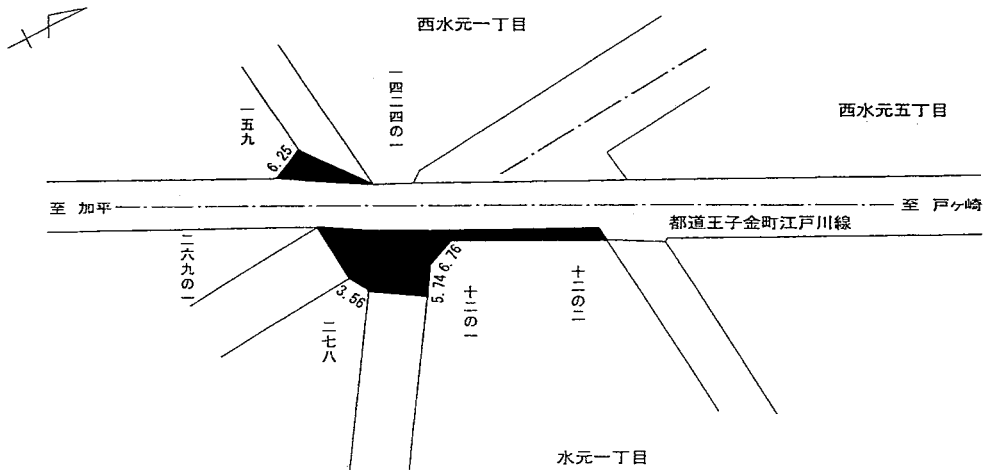
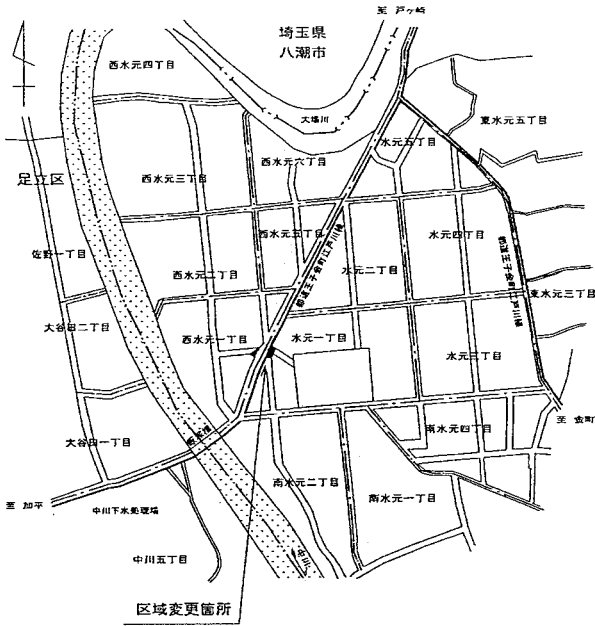
別図

●東京都告示第五百八十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

都道王子金町江戸川線区域変更略図
 葛飾区西水元一丁目～水元一丁目



延長 五五・五六メートル
 面積 二六九・六七平方メートル



その関係図面は、平成二十八年四月一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十八年四月一日
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 王子金町江戸川
- 二 変更の区間 葛飾区西水元一丁目百五十九番地先から同所十二番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示(教)

●東京都教育委員会告示第十六号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育のための施設を平成二十八年四月一日付けで次のとおり指定したので、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十三条の三の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

学校法人啓倫学園 国際パティシエ調理師専門学校

東京都小平市小川東町五丁目二十一番地十四号

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

製菓高等課程 製菓衛生師科

公衆衛生

食品学

社会学

食品衛生学

栄養学

製菓理論

製菓実習

衛生高等課程 調理師科

栄養学

食品学

調理理論 調理
食品生産学 フードデザイン
製菓実習(和菓子実習) 食文化
製菓実験)

●東京都教育委員会告示第十七号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育のための施設を平成二十八年四月一日付けで次のとおり指定したので、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十三条の三の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

東京都教育委員会

一 技能教育のための施設の名称及び所在地

町田みのり高等部

東京都町田市森野一丁目二十七番十四号

二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎

課題研究

広告と販売促進

ビジネス基礎

課題研究

広告と販売促進

公 告

指定代理納付者の指定について

次の者を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十一条の二第六項の指定代理納付者に指定したので

公告する。

平成二十八年四月一日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

株式会社エポスカード

トヨタファイナンス株式会社

三井住友カード株式会社

ライフカード株式会社

楽天カード株式会社

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 五〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 印刷所 電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 郵便番号 113-0001